

# ワーク・ライフ・バランス推進計画

公表日 平成29年5月26日

## <行動計画に基づく取り組み内容>

### 1 行動計画期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日

### 2 内容

#### (1) 所定外労働の削減のための措置

・日常勤務の中で、残業が当たり前になってしまっている。、まだまだメリハリがついていない社員もいる。早期退社に向けての工夫がみられない。このような状況の中、各社員の健康管理、家庭や地域生活の充実を促進する目的として、下記の方策を実施し、定着させる。

##### 目標を達成するための方策と実施時期

平成29年3月～ 平成31年3月	実施 定着	・所定外労働時間の厳格な管理体制を定着させる。 1. 所定外労働は遅くても午後10時までとする。 (業務上やむを得ないものを除く 事前の部長承認) 2. 午後6時～10時 所属長の事前承認 3. 午後6時までは事後承認可 4. 早朝出勤可 所属長の事前承認 5. 毎日の日報入力欄に毎月の累積所定外時間管理を反映し 時間管理の意識づけを高める。 6. 毎月1回「家族の日」や「充電の日」を設け定時退社を促進。 7. 早期退社に向けての方策を責任者会議に反映し、検討する。
---------------------	----------	--

#### (2) 有給休暇の取得推進のための措置

・年次有給休暇取得促進対策として、年1回のアニバーサリー休暇と、年2回のリフレッシュ休暇を新設  
毎年4月に予定表を作成し気兼ねなく休めるような配慮をする。全員取得を目指す。

##### 目標を達成するための方策と実施時期

平成29年4月～	・アニバーサリー休暇年1回 ・リフレッシュ休暇年1回の取得を目指す。
平成31年3月末までの目標	・アニバーサリー休暇年1回 ・リフレッシュ休暇年2回